

消食表第18号
令和3年2月8日

各
〔 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 〕 殿

消費者庁次長
(公 印 省 略)

「登録試験機関の登録等について」の一部改正について

健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令（平成21年内閣府令第57号）第9条第2項及び第10条第2項の規定に基づき、登録試験機関の登録及び登録の更新の申請手続において、登記事項証明書の提出が求められているところ、今般、法務省の登記情報連携システムの利用により、消費者庁が、登記事項証明書に記載された情報を参照することができることとなりました。これを受け、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第11条の規定により、当該申請手続において登記事項証明書の添付省略が可能となりました。

このため、「登録試験機関の登録等について」（令和元年7月1日付け消食表第153号）について、別紙新旧対照表のとおり所要の改正を行いましたので、御了知願いますとともに、貴管下関係者等に対する周知をお願いします。